



独信基 801 平成 25 年度第 5 号
平成 25 年 6 月 27 日

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 堤 芳夫 殿

独立行政法人農林漁業信用基金
監事 泉澤 和行



独立行政法人農林漁業信用基金
監事 米村 公雄



監 事 監 査 報 告 書

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号・以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度における業務及び会計について監査を実施いたしました。

この監査の結果について、以下のとおり報告いたします。

I 監査の方法及びその内容

監事は、役員懇談会その他の重要な会議に出席し、理事等から職務の執行状況について報告を受けるとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から、その職務の状況について報告を受け、必要に応じて書面、証憑書類等の提出を求める等により、主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認及び検証するとともに、会計監査人から監査の実施状況について説明及び報告を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）並びに事業報告書及び決算報告書について検討いたしました。

II 監査の結果

1 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告書は、法令に従い、基金の状況を正しく示しているものと認めます。

- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実はありません。

2 財務諸表及び決算報告書の監査結果

- (1) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は基金の会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令等に従い、基金の状況を正しく示しているものと認めます。

III 留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

1 中期計画・年度計画

(1) 第2期中期計画及び平成24年度年度計画の実施状況

基金の第2期中期計画の最終年度である平成24年度（以下「平成」を省略する。）の日本経済は、東日本大震災からの復興需要による景気の下支えがあったものの、夏以降の世界経済の減速等により外需が減少したことから、4年連続で緩やかなデフレ状況が続く中、国内総生産の成長率は、実質で1.2%程度、名目で0.3%程度と見込まれています。

また、基金の信用保証・保険業務の対象となる農林漁業者等を取り巻く経営環境も消費の低迷や生産コストの増加等により依然として厳しい状況にあると考えられます。加えて、25年3月末に中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（21年法律第96号・以下「金融円滑化法」という。）の期限が到来したことから、その先行きは一段と不透明さを増しています。

このような中、基金は年度計画で予定した業務に加え、東日本大震災に係る復旧・復興対策関連事業を実施しています。

24年度の年度計画に掲げられた業務目標については、一部業務の事業費支出や回収金等を除き、経費削減、サービスその他業務の質の向上面も含め、概ね達成されていると認められます。

なお、特に目標を達成できなかった事項について要因等を良く精査した上で、引き続き取り組むことが重要であると考えます。

(2) 第3期中期計画及び25年度年度計画の作成状況

主務大臣から提示された中期目標を受け、基金は通則法及び主務省令に従い、第3期中期計画について25年3月29日に主務大臣の認可を受け、25年度年度計画について同日主務大臣に届出を行っていることを確認しました。

また、これらについて基金ホームページ（以下「HP」という。）において速やかに公表していることを確認しました。

この間限られた日程の中で、中期目標案について職員向け説明会が開催されていますが、職員の参加意識の向上及び業務向上へのインセンティブにつながるものと期待されます。

なお、第3期中期計画においては、第2期中期計画と比べ、より高い目標が設

定されています。ついては目標達成に向けて、目標管理（24年度から導入した人事評価制度の適正な運用、部門毎の進捗管理等）、経費節減、業務改善（事務の見直し、マニュアル化等による効率化等）及び人材の育成・確保等の取組がこれまで以上に重要になるものと思料されますので、この機会に更なる取組を期待します。

(3) 独立行政法人改革への対応状況

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(24年1月20日閣議決定)において、基金について「民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。」とされました。

これを受け、基金では、役員懇談会及び検討チーム等の場において、課題の洗い出し及び対応方向の検討等が進められるとともに、主務省や関係団体との間で随時打合せが行われたことを確認いたしました。

現在は、「25年度予算編成の基本方針」(25年1月24日閣議決定)において、これらについて当面凍結されたことから、独立行政法人改革の動向を注視している状況にあります。

これまでの検討成果については、今後の独立行政法人改革の動向如何に関わらず、今後の業務運営に資するものも含まれていると思料されることから、ノウハウとして蓄積し、必要に応じて活用していく視点も大切であると考えます。

2 独立行政法人整理合理化計画等で定められた事項

独立行政法人整理合理化計画(19年12月24日閣議決定)及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(22年12月7日閣議決定)において、監事による監査が定められたことを踏まえ、以下の項目について適切に実施されているか監査を実施しました。

(1) 契約の適正化に向けた取組

基金は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定・以下「契約状況の点検・見直し」という。)に基づき、原則として真にやむを得ないものを除き速やかに一般競争等(企画競争・公募を含む)競争性のある契約へ移行する旨の「随意契約見直し計画」を策定し(22年4月)HPに公表しています。

24年度に締結した契約は、件数12件、金額65百万円で、契約方式は全て一般競争等競争性のある契約となっており、上記の「見直し計画」を22年度以降3年連続して達成しています。

(参考) 過去3か年の契約状況

(金額百万円)

		一般競争等		随意契約		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
22年度	実績	8	41	0	0	8	41
	構成比	100%	100%	0%	0%	100%	100%
23年度	実績	16	89	0	0	16	89
	構成比	100%	100%	0%	0%	100%	100%
24年度	実績	12	65	0	0	12	65
	構成比	100%	100%	0%	0%	100%	100%

(注1) 支出契約に基づくもので予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした

(注2) 一般競争等は企画競争、公募を含む

なお、24年度に締結した契約の応募者又は応札者数をみると、応募者又は応札者数が1者のみが12件中7件となっており、その契約内容は5件がシステムに係る保守又は修正契約となっています。

(参考) 24年度契約に係る応募者、応札者数

応募又は 応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
	7	0	2	1	2	12

競争性のある契約を締結しても1者のみが応札・応募するのでは実質的な競争性が確保されない恐れもあるため、基金では「1者応札・1者応募に係る改善方策」としてこれまで、①公告期間を長くして周知・検討期間を十分確保する、②応募条件及び仕様書の見直しを行う等を行ってきましたが、24年度から新たな取組として、①実施予定の契約を事前にホームページに掲載する、②入札説明書等をダウンロードできるようにする等の措置を実施しており、応札者、応募者数の増加に取り組んでいることを確認しました。

また、基金は、契約状況の点検・見直しに基づき、外部有識者等によって構成された契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・見直しを行うこととしています。

25年2月に開催された契約監視委員会において、①システムの保守に関し競争入札等により複数年の契約を行うことにつき検討する、②他法人における取組を参考にして一者応募、応札の改善に努めること等の点検結果が出ていますので、このことに留意の上契約の適正化に配意願います。

(2) 給与水準の適正化

基金は、24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しと同様の内容で、24

年4月から給与改定を行いました。

また、業務体制の見直し等により、管理職割合を25年4月1日現在29.8%まで引き下げ、目標（第2期中期目標期間の終了時まで3割まで引き下げ）を達成しています。

24年度の人件費は（退職手当及び法定福利費を除く。）は881百万円と前年度比112百万円減少し、17年度対比では27.3%の削減となり目標（17年度決算対比6%の削減）を達成しています。

これらの結果、24年度のラスパイレス指数・対国家公務員（地域・学歴勘案）は96.0となり、21年度以降4年連続で目標（100を上回らない）を達成しました。

なお、このような長期にわたりかつ大幅な人件費の削減が職員の士気の低下につながることをないよう引き続き留意する必要があるものと思料されます。

（参考）人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）及びラスパイレス指数の推移
（百万円、%）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	増減額
人件費A	1,073	1,040	1,049	993	881	▲331
増減率(%)	▲11.5%	▲14.2%	▲13.4%	▲18.1%	▲27.3%	
ラスパイレス指数	100.5	97.3	98.7	96.2	96.0	

（注1）人件費は、キャッシュベースであり決算額とは一致しない

（注2）増減率は、17年度実績（1,212百万円）に対する増減率

（注3）増減額は、17年度実績に対する24年度実績の増減額

（3）保有資産の状況

「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（24年12月14日行政改革担当大臣決定）を踏まえ、基金が保有する2つの職員宿舎（みどり寮、成城宿舎）を28年3月末に廃止することとした「職員宿舎廃止に係る実施計画」が25年6月20日付で制定されたことを確認しました。

被貸与者の円滑な退去に配慮するとともに、今後、廃止から売却までには長期間を要し、かつ検討課題もありますので、工程表等により進捗を管理しつつ取り組んでいくよう期待します。

（4）情報開示の状況

通則法等に定められた公表事項について、全ての事項がHP等において適切に開示されていることを確認しました。

基金の行う保証、保険及び災害補償業務は特殊で外部からはわかりにくいものとなりがちです。

行政刷新会議に設置された「規制・制度改革委員会」（24年11月27日開催）において、基金のディスクロージャーの改善が求められたことを受けて、25年3

月より、HPの「信用基金とは」のサイトページに、業務ごとに実績数値を掲載し情報の充実を図る取組が行われています。

今後とも、適時適切に情報の開示を行うよう、また、時間の経過とともに掲載情報が陳腐化することのないよう留意願います。

また、ユーザビリティの観点から、グラフ、図の活用により可視化を図る等一層の工夫を行っていくことを期待します。

(5) 会費支出の見直し

独立行政法人から高額・不明朗な支出が公益法人等に対する会費という名目・形式で行われているのではないかと指摘がなされ、その適正化・透明性を強化する観点から、会費等の見直し・点検とこれを公表することが行政改革実行本部において決定(24年3月23日)されました。

このことを受けて、基金は公益法人向け支出状況公表等要領を改正し(24年8月15日)、年の合計で10万円以上の支出がある場合には、支出先、名目・趣旨、支出金額等を公表することとしました。

24年度に見直しの基本原則に則り見直しを行った結果、公表することが義務づけられた年10万円以上の会費支出は全て取り止めたことを確認しました。

さらに年10万円未満の支出に関しても、必要最小限に止めたことにつき評価します。

公益法人等への会費支出に関しては、引き続き適切な対応を期待します。

(参考) 見直しの基本原則

○独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費(注)の支出は行わない。

○真に必要であって会費の支出を行う場合であっても、必要最低限のものとし、支出する額がそれによって得られる便益に見合っているかについて精査する。

(注) 名目の如何を問わず会費に類する支出を含む。

3 内部統制の取組

(1) 内部統制全般の状況

理事長は、基金の事業運営全般に責任を持ち、業務の適正かつ効率的な運営を図るため、基金の使命(ミッション)や各部門の事業に関する方針等について、役員懇談会、各部門の会合(拡大定例会等)及び創立記念式典等の場において、役職員に対して明確に示し、特に、創立記念式典等の理事長挨拶については、職員への周知徹底を図るべく職員専用情報サイト掲示板に掲載しています。

また、コンプライアンス基本方針及び役職員行動規範を定める等コンプライアンス・マインドの向上及び良好な職場環境の維持に努めています。

さらに、組織規程、法人文書決裁規程等諸規程を整備し、役職員の所掌及び権限を定める等、専門的・効率的な運営を行う体制を整備しています。

年度計画の実施状況に関して、毎月役員懇談会等の場に報告されるとともに、事業評価分析実施要領に基づき年3回進捗状況の取りまとめ及び評価が実施され、

必要に応じて対応策が検討される仕組が構築されています。

業務における諸リスクに対応するため、コンプライアンス委員会、業務改善委員会、情報化推進委員会、個人情報管理委員会、余裕金運用委員会等が設置・開催され、モニタリング等が実施される仕組が構築されています。

しかしながら、個人情報を含む利用者情報の取扱に課題が認められるほか、日常の事務処理の過程で一部にミスが認められる等、諸規程の遵守等運用面になお課題が認められる状況にあります。

基金の現状及び取り巻く環境変化等を踏まえると、諸リスクについていわゆるP-D-C-Aサイクル等による定期的な洗出し・評価等不断の見直し及びモニタリングの有効性向上等が課題であると思料されます。

なお、基金は預貯金を取り扱っていないものの、与信業務を行う等金融機関としての性格も有していると思料されますので、金融庁検査マニュアルを参考にすると、内部管理基本方針、リスク管理基本方針及び利用者保護等管理方針の作成等内部統制の更なる拡充に向けた検討が今後必要となるものと思料されますので、適切に対応されることを期待します。

(2) 諸規程の整備状況

基金の諸規程は法令及び業務等の変化に応じ随時改正・整備され、職員専用情報サイトの規程集に掲載され周知されています。

一方で法令に直接関係しないと考えられるものの、実情に合わない等改正を要すると認められる規程も見受けられますので、留意願います。

(3) 組織機構・権限委任の状況

林業信用保証業務、漁業保証保険業務について、業務遂行における牽制機能の強化を図るべく、24年8月1日付でそれぞれ引受部署と管理部署を部・室単位で分離する内容の組織規程の変更が行われています。また、現時点でこの変更による混乱等は特段見受けられません。

なお、法人文書決裁規程について、現在見直しの方向で検討中とのことでありますが、引き続き不断の見直しが必要と思料されますので配意願います。

(4) リスク管理対応状況(余裕金運用リスク)

余裕金の運用に関しては、中期計画、年度計画等に基づき、四半期ごとに開催される余裕金運用委員会を中心に、運用計画の策定、運用状況のモニタリング及び運用実績の検証を行っており、市場リスク等を管理する体制が構築されています。

24年度は、余裕金運用管理要領に基づき余裕金運用委員会が9回開催され、前年度の運用実績、今後の運用方針、債券の格付及び時価の著しい下落があったものに関わる対応措置並びに余裕金運用管理要領の改正等について協議・報告されています。

この結果、格付及び時価の下落状況等から判断し、特に発行体の信用状況が懸念された債券について売却が行われるとともに、変動利付債を含めた債券の金利

リスク管理の強化のため余裕金運用管理要領の改正が行われる等、24 年度運用方針に沿って適切にリスク管理が実施されているものと認められます。

なお、経済・財政政策の変更もあり、債券市場は現在長期金利が上昇の兆しを見せる等、不透明な状況にあります。こうした状況下、従来にも増して関係部署間の情報の共有化（新発債情報、マーケット情報等）を図るとともに、リスク管理の継続・強化が重要であると思料されます。

(5) 会議体の運営状況

基金においては、役員懇談会をはじめとする全部門共通の会議体に加え、部門毎に諸会議等が設置されていますが、近年、議事録の取扱等諸会議の運営について整備が進められていると認められ、透明性確保の観点等からも望ましいと思料されます。

独立行政法人に対してガバナンスの強化が求められている状況等を踏まえることと引き続き議題等不断の見直しが必要と思料されますので配意願います。

(6) 防犯・防災対策の状況

東京都は、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震等による東京の被害想定を 6 年振りに見直し、24 年 4 月 18 日に公表しています。これに拠れば、東京湾北部地震の想定震度は最大 7、区部の約 7 割が 6 強以上、基金の所在する千代田区は 6 強とされています。

また、25 年 4 月 1 日には東京都帰宅困難者対策条例が施行されています。

一方、24 年 7 月に中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループにより、首都中枢機能の継続性確保対策や避難者・帰宅困難者対策を中心として、これまでの対策では十分でないと考えられる分野については、被害想定を待たずとも実行できる項目から順次対策を充実・強化していくことが、切迫性が懸念される首都直下地震対策の推進に当たり重要であるとの認識から「首都直下地震対策について（中間報告）」が公表されています。

基金の 24 年度の防災対策の取組については、防災用品（防災ヘルメット及びブランクット）の役職員への配布や、消防計画の改正等一定の進展を見ていますが、大地震災害発生時対応計画等防災態勢の見直しについては「首都直下地震対策について（最終報告）」を待って検討するとの説明を受けています。

しかしながら、防災対策の見直しは喫緊の課題であり、また検討項目は役職員の安全の確保等被災時の初期動作からシステム面を含む業務継続策まで多岐にわたり、総合的・計画的に整備する必要があるものと思料されることから、最終報告を待たずに基金の対応方針・スケジュール等を明確化し、早期に検討に着手することが望まれます。

また、新たに作成された消防計画において、非常用食料及び飲料水の備蓄（目安の 3 日分）並びに時差退勤計画表の作成を行うとされていますので、配意願います。

(7) 不正防止対策の状況

人事異動の実施及び長期職場離脱実施規程の周知徹底等により同一部署在籍が5年以上の者及び長期職場離脱未実施者は、25年3月末現在、それぞれ2名となっています。このうち長期職場離脱については、24年度に独立行政法人改革への対応と第3期中期計画の作成が重なったことが未実施の主な理由と説明を受けています。

不正及び事故等の未然防止の観点から、今後も同様の取組が継続されることを期待いたします。

なお、同一部署在籍が5年以上の者は、特に専門性が求められる業務を担当していると認められることから、解消に向けては極力業務に支障が生じることのないよう該当部署と相談し計画的に実施する等配慮願います。

(8) 情報伝達の状況

基金の業務の適正かつ効率的な運営を図るには、業務上必要な情報を適時適切に役職員に周知することが前提となりますが、24年度においては、23年度の業務改善委員会での協議を踏まえ、諸規程改正時の職員専用情報サイトや基金内メールの活用等が更に進められていることが認められました。

引き続き、必要な情報が役職員に対し適時適切に周知されるよう期待します。

(9) 内部監査の実施状況

24年度の内部監査は、内部監査年度計画に基づき計画的に実施されていると認められます。

内部監査は、業務の実施状況を確認し課題が見つかった場合速やかに是正するための内部統制の重要な要素の一つ（モニタリング）でありますので、引き続き、実効性を確保しつつ取り組むことを期待します。

なお、内部監査の結果について被監査部署にのみ通知されていますが、他部署においても同様の事象が起きる可能性が否定できないことから、全体への周知の要否、方法等その活用策について検討する必要があると思料されますので配慮願います。

(10) 利用者保護等管理態勢

基金は預貯金を取り扱っていないものの与信業務を行う等金融機関としての性格も有していると思料されます。

金融庁検査マニュアルに拠れば、顧客保護等管理について、①顧客説明管理（顧客に対する取引及び商品の説明並びに情報提供）、②顧客サポート管理（顧客の相談・苦情等の処理）、③顧客情報管理等（顧客（個人情報を含む。）の情報の管理）、の3つから構成され、その適切性・十分性の確保に向けた方針（顧客保護等管理方針）を整備・周知することとされています。

基金では、個人情報保護方針、情報セキュリティ規程及び苦情対応要領等が定められていますが、利用者保護等管理態勢の拡充に向けた検討が今後必要になるものと思料されますので、金融庁検査マニュアルを参考にする等して、適切な対応が図られることを期待します。

4 法令等遵守(コンプライアンス)の取組

基金の24年度のコンプライアンスの取組について、24年11月28日にコンプライアンス研修が開催され、コンプライアンス委員会が25年2月20日及び3月27日に開催される等、24年度コンプライアンス・プログラム(24年3月27日作成)に沿って概ね実施されていることを確認しました。

また、公益通報者保護制度に係る相談、通報及び反社会的勢力との接触等該当する事実はなかったとの説明を受けています。

なお、20年2月に苦情対応要領が制定されて以降初となる苦情が、求償権回収業務において融資機関から1件寄せられましたが、対応は完了し解決を見ております。また、この措置状況等について25年2月開催のコンプライアンス委員会において報告されています。しかし、業務改善の観点等から苦情の定義及び報告様式等苦情対応要領の見直しについて検討を要するものと思料されます。

24年度の監事監査活動(日常監査、定例監査及び臨時監査)において、役職員の職務執行に関する重大な法令違反等の事実は認められませんでした。

なお、コンプライアンス・マニュアル等の改正については、引き続きの課題となっておりますので、早急な対応が必要であると思料されます。

5 情報システム・情報セキュリティの取組

(1) 情報システムの状況

基金では、業務・事務処理の効率化を図るため現在8つの情報システムを保有していますが、情報化推進規程に基づき情報システム整備計画(以下「整備計画」という。)を作成し、情報システムの整備、情報化等について総合的・計画的に推進することとしています。

このうち24年度中に保守サービス期限等が到来した人事管理システム及び総合文書管理システムについては、整備計画に基づき対応が実施され特段問題なく稼働していることを確認しました。

24年度は、業務に大きな支障が出るようなシステム障害の発生は認められませんが、林業業務システムについて、前年度と同様の基幹系サーバのバックアップエラーが発生しているほか、第二電算室の室温上昇による基幹系サーバの警告が10日ほど発生している等、再発が懸念されるものもあり、対応策の検討が必要であると思料されます。

また、林業業務システムに関する課題及び現時点のシステムの状況等を勘案すると、整備計画の見直しが必要と思料されますので配意願います。

(2) 情報セキュリティの状況

25年2月に情報セキュリティ規程が改正され、標的型攻撃による不正プログラムの侵入及び感染拡大等の防止に係る条項の整備等一定の対策が進められています。

一方、基金は個人情報を含む利用者情報を多数保有しており、利用者保護等の

観点からも厳格な管理が求められますが、一部に必ずしも十分とは言い難い状況が認められる等、更なる徹底が必要と思料されます。

ついては、基金の実情を踏まえ、情報セキュリティ対策の自己点検及び内部監査のあり方の検討（実施頻度、抜き打ち点検の要否等）等、改善に向け早急に対処する必要があると思料されますので留意願います。

また、「個人情報保護に関する対応について（物理的安全措置等）」（独信基601・17年第51号）について、情報セキュリティ規程の内容と一部重複する箇所がある等、見直しが必要であると認められますので配意願います。

6 業務改善の取組

(1) 業務改善の状況

基金の業務改善の取組は、業務改善提案及び事務リスク自主点検で構成されています。

25年度からスタートした第3期中期計画においては、第2期中期計画と比べ、より高い目標が設定されております。

ついては、計画達成に向けて、業務改善等の取組が一層重要になると思料されますので、この機会に業務改善の重要性について役職員に喚起する等特段の取組を期待いたします。

また、日常の事務処理の過程で一部にミスが認められました。

ついては、事務処理の現状及びリスク等を踏まえた自主点検項目の設定並びに事務リスクが顕在化した場合の対応（報告、事後対応及び再発防止策の検討並びに業務改善委員会等への報告等）について規程化する等更なる取組が課題と思料されますので配意願います。

(2) 経費節減の状況

24年度の一般管理費（人件費及び公租公課により増減する経費を除く）は412百万円の支出で19年度予算対比41.4%の削減（削減目標16.0%）となり、23年度の実績（521百万円）と比べても109百万円の減少となっています。

経費節減は重要な業務達成指標であり、部門ごとに業務計画、過去の支出実績等を勘案した実行予算を策定し適切に管理した結果だと思料されます。

また、基金は、21年から支出点検プロジェクトチームを設置し、旅費、購読費等日常の支出を対象に目標を設定して削減に取り組んでいます。

無駄の排除という意識を育み、また役職員間に定着させるためにも、この取組を継続して行うことが必要と考えます。

7 個別課題

(1) 東日本大震災への取組状況

24年度も保証業務細則及び保険取扱要領等の改正を行った上で、保証人、担保等の条件を緩和し、かつ、被災した利用者の負担軽減のため保証料、保険料を免除した支援措置を継続して実施していることを確認しました。

今後も復興のための資金供給は必要不可欠であり、主務省、関係団体等との連

携を密にして、円滑な資金供給が行われるよう配意願います。

なお、震災に係る事業交付金の実施要綱と今年度の実績報告等を照合しましたが、適正に処理され農林水産大臣に報告されていることを確認しました。

(2) 農林漁業者に対する金融円滑化法の取組の促進について

貸出条件の変更や返済猶予に応じることを努力義務として課した金融円滑化法の期限が25年3月末に到来したことを受けて、農林水産省金融調整課長及び財務省政策金融課長から、「農林漁業者等に対する金融円滑化の取組の促進について」(25年4月8日)が発せられ、金融円滑化法の期限到来後もこれまでと同様、農林漁業者等に対し適切な対応を行うことが要請されています。

消費の低迷、生産物価格の下落、生産コストの増加等により農林漁業者の経営環境は厳しさを増しており、貸出条件の変更等に伴う保証、保険の取扱に当たってはマニュアル及び取扱要領等を遵守した上で適切な対応に配慮願います。

なお、審査の結果やむを得ず謝絶する場合には、その理由を明確にして関係者等へ丁寧に説明することに留意願います。

(3) 会計検査院の検査結果に対する対応状況

会計検査院の23年度決算監査報告において、基金が行う農業信用基金協会(以下「協会」という。)向け貸付金(24年度3月末現在残高49,137百万円)について「農林水産省において、各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることにより、本件貸付金が有効に使用されるようにし、また、その結果、必要がないと認められる貸付金については、更なる支援の必要が認められる協会があれば当該協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる分について、それに相当する出資金等を基金から国庫に返納させて、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求する」とされました。

これを受け、第3期中期計画等に基づき12,383百万円について協会の業務運営への影響を考慮しつつ、25年12月までに金銭により国庫に返納することとされました。

基金は、主務省と協議の上、25年度が始まる前に25年10月に予定される貸付額等を各協会に通知する等対応しており、円滑な実施に向けて取り組んでいると認められます。引き続き丁寧に対応し、計画どおり国庫返納が実施されますよう配意願います。

以 上